

從來労働時間制及最低賃金制ノ実施ニ就テハ次ノ如キ反對論アリ。即チ本法施行ハ支拂賃金額ノ増加ナリ、製作費ノ高上ラ來シ、隨ツテ國內物價ノ騰貴ヲ促スガタメ輸出貿易ニ悪影響アリト言フモ、今ヤ正當ニ評價セラレタル日本品ヲモ海外市場ニ於テハゲンピンゲンナリトテ排斥セラレルニ至レルガ改ニ、右反對理由ハ完全ニ解消セラレ、コト、ナツタ、故ニ本法ノ実施コソ却ツテ是等物價ノ調節トナリ、海外市場ノ信用ヲ高メ得ル役割ヲ果スモノデアリ。

吾等ハ此ノ絶好ノ機會ヲ逸スルコトナク、速カニ本法制定ノ目的ヲ達スルタメニ努力ヲ盡シテ直任邁進ス可キデアリ。

実行方法

政府ニ陳情シ、議案ヲ鞭撻シ、調査機関ヲ設置シ、輿論ノ喚起ニカムル等、目的貫徹ニ必要ナル一切ノ手段ヲ講スルコト。

▲労働時間法概要綱要

一、労働時間制

官公營及民營事業ニ就業スルモノ全部ニ適用ス

一週 標準 四十八時間

一日 最高 十時間

一週 最高 五十二時間

適用除外例

1. 漁業、農業及家事従業員

2. 新聞及日刊々行物従業員

3. 荷取シ易キ魚数果物及野菜類、従業員

4. 季節的労働者

二、最低労働賃金制

官公營及民營事業ニ従事スルモノ全部ニ適用ス

一時 間 金貳拾銭

適用除外例

1. 滞人及未成年労働者

2. 農業及家事従業員

三、労働統制委員会制

目的

1. 毎年度ノ労働時間及最低労働賃金ノ査定

2. 労働時間制及最低労働賃金制適用除外例ニ対スル対策決定

3. 労働統制ノ調査機関タルコト

4. 労働統制ニ必要ナル法規ノ立案

5. 労働統制法規ニ関スル政府ノ諮問答申

構成

1. 政府代表者 六名

2. 政府ノ任命スル専門家 六名

3. 雇傭主団体ノ選出スル委員 六名

4. 労働団体ノ選出スル委員 六名

機関